點

敎 授

殖民地時代

29 不法行爲其の他

第一

問題の所在

各殖民地の態度

南部諸殖民地其の他

ニユーイングランド地方其の他

各殖民地の英普通法に對する態度

Æ. 刑事法

當時の法律概觀

普通法の継受 當時の法律書

普通法繼受の諸原因

制度的原因 其の一

制度的原因 共の二

法律一般 當時の英法の狀態

契約法 土地法

第一

殖

民

地

時

代

政治的原因 經濟的原因

當時の法律家、 法律學習竝びにその變遷

問 題 Ø 所在

アメリカ法學の出發點

義 雄

水

田

のは一六〇七年であつて、アメリカの歴史は此處に端を發した(註一)。 First Colony of Virginia) が國王の特許狀を得て 北米東海岸「デェームスタウン」の地に定住者を置き殖民を始めた 英國のヴァジニア會社 (The Treasurer and Company of Adventurer and Planters of the City of London for

行政上も、通商上もさしたる關聯、交通を持たなかつた。 のであるが、之等各殖民地は其成立時期、 爾後、多くの殖民地が順次開設せられ、其英本國に對する獨立宣言(一七七六年)當時には其數十三を數ふるに至る 成立の事情を異にするのみならず、宗教、 風習をも異にし、叉其相互間にも、

其統治機關又各個獨立であつて、獨自の發展、發達を遂げた。

いのである。 殖民地初期に於ける之等の事情を明瞭に心に留むるに非ざれば、其後のアメリカ文化の發展を理解し難い點も尠くな

ある。 專 なされたのであつて(誰二)、合衆國は之等に何等關與して居らない、之を法律的に云ふならば、民法、商法、 例之、アメリカ合衆國全國に共通なる私法なるものは存在しない。又之等事項に關する英普通法の繼受は各州別々に 刑事訴訟法等に關する立法權は各州別々に存するのであつて、合衆國には羼して居らない事情の如きも此の一例で 刑法、民

立法慌は包含せられて居らない。此處に、合衆國と各州との間の權限分配の問題が見出されるの で ある が、之を決定 は凡て各州に處すとせられるのであるが、(合衆國憲法修正第十條參照)其所謂、列記事項中には、前記諸事項に關する り、合衆國の權限に属するものは合衆國憲法 Federal Constitution に列記せられた事項に限られ、 之を詳言すれば、合衆國は聯邦組織の國であつて、聯邦自身と、之を組織する各州との間に統治權が分配せられて居 之を持續せしめて來たものは、やはり共初期に於ける各殖民地の事情であり、歷史であつた。 其列記以外の事項

たのであつた。 共統治侵闘は各個獨立であつて獨自の發展、 被達を

遂げた。 其處に、 合衆國に廣汎な權限を與へなかつた遠因が胚胎

各殖民地の制度、 アメリカに於ける英普通法の繼受の問題に就いても同樣、當時の事情を詳らかにする必要が存するであらう。 法律に関しても此の

點又然りと

為し得るが故である。 文物は其獨自の事情に對應して、 其特種性 を發揮 Ļ 地方的特色を示したる例も尠くないのである

であつたらら事は一應考へ得らるゝ處である。 の結果として共處に發達した諸般の制度、特に其の政治組織、 殖民地建設者が英國人であり、移住者の大部分亦英國民であつて、之に伴ふ一切の特權を賦與された事の當然 司法制度等が、本質的に英國的であると云ふ點で共通

する為にも、 る繼受、共現在の狀態、 然し乍ら、共の英本國の法律に對する關係に於ては然かく事情が簡單には行かなかつた。英普通法のアメリカ 我々は此處に各殖民地開設當初に遡つて、當時の事情を審かにする必要に迫られるからである。 理解に立ち到る迄には、 **尙ほ多くの迂餘曲折を經なければならなかつたと云ふ事質を明らか** に於け

みならず、アメリカ法學の因つて發する根源を探究する意味に於ても甚だ基礎的であり、 之等の事柄、 事情をアメリカ殖民地開設當初に遡つて理解する事は、 單に歴史的、 時代的意義に於て出發點であるの 出發點を爲すものと考へられ

るが故である。

からである。我々は文化史としてのアメリカ歴史の出發點を、正しく英國による定住的殖民開始(一六○七年)に置かねばならない 者はアメリカ文化の基礎を築き、又之を理解するに不可缺である處の所謂殖民地時代をアメリカの歴史より逸してしまふ虞れがある すは共に誤腸である。藍し前者は、單なる西歐諸國民による探檢、征服、胃險の歷史をアメリカの歷史中に導入する危險があり、 0 (註一) コロンブスのアメリカ發見(一四九二)を以て、又はアメリカの獨立宣言(一七七六)を以てアメリカの歴史の出發點とな 70 ある。

四

(The American State Scries) p. 3 は此の意味に於てルイヂアナをも爽米法系に關係淺からずとする。 ちにコンモンロウに根差す陪絑制废其他の諮制度をも排斥した事を意味しない。 Simeon E. Baldwin, The American Judiciary (註二)) ルイヂアナ州のみは 大陸法系に屬し、英米法系に 屬しないとせらるゝは 斯かる 意味に於てゞある。尤も此の事は同州が直

二、各殖民地の英普通法に對する態度

アメリカ獨立宣言當時迄の各殖民地の英普通法に對する態度、方針は、之を大別して二種となす事を得るであらら

比較的初期より普通法に對し認容的態度を採つたものであり、二は、普通法に對し比較的

後期迄反對、若くは嫌忌の態度を採つたもの之である。

一は、共の殖民地開設後、

南部諸殖民地 The Southern Colonies は多く前者に属するのであるが、ヴァジニアをもつて共の典型とする事

に属するのであるが、最も遅く迄、此の態度を持續したものはコネチカットであつた。 所謂、New England 諸殖民地(マサチュセツツ、コネチカット、ニューハンプシヤー、 ロードアイランド) は其後者

中部諸殖民地 The Middle Colonies (ニューヨーク、 ニュージヤシー、ペンシルヴァニア、 マリーランド) は

各事情に應じて、或ひは前者に、或ひは後者に傾いて居た。

然らば何故に斯くの如き普通法に對する態度の相違を來したのであるか。

出來るであらら、 今、斯く一方は認容的、他方は反對、若くは嫌忌の態度を取るに至つた原因を探ぬるに次の様な事情を學示する事が

諸殖民地の、獨立宣言當時、英本國に對する關係は三つの種類に分け得る。一は王領殖民地 Crown Colonies でヴァ

ジ ニ テ == ٦. ンプシャー、 = ٦. 1 ⋾ 1 Ď, = 1 ジ + 1 シ į ゥ ス • 力 п ライ ナ サ ゥ ス • カ п ライナが之に属し

た

二は私領殖民地 Proprietary Colonies であつて、ペン シルヴァニア、デラウェア、 マリーランドは之であつた。

三は自治殖民地 Charter Colonies でコネチカット、 ロードアィランド之に属し、マサチュセツツ又之に近い。

狀に依り殖民地自由民全體に與へられて居た。 王領殖民地に於ては總督 Governer は英國王に任命せられたるに對し、自治殖民地にあつては、 統治權は國王の特許

殖民地には此の王領に励するものが多かつた。 斯く制度的により英國に近接的であつた王領殖民地に於ては、 又認容的態度も取らざるを得なかつたらう事は容易に想到し得る所であるが、 他の諸殖民地に於けるより普通法に接する 事實 南部 中部の認容的態度の諸 機 b

ある。 叉 = 1 ィ ングランド諸殖民地其他に於ける反對的氣運の濃厚であつたものは多く王領以外の殖民地であつたの

歸せしめ得るであらう。 然しそれにも増して我々は、 此の差異を南部諸殖民地とニュー イングランド諸殖民地との間の地理的、 經濟的 相異 1T

たニューイングランド殖民地の生活は質に著しい對照を示した。 主貴族の社會なりとせられた。之に對して、或ひは嚴寒と戰ひ、 南方暖地に莊園の主として奴隷を驅使し得た南方諸殖民地、 殊にヴァジニアの社會は、 共處に集り來つた移住者達の種類、 不毛の瘠地に嚴肅、 峻嚴の生活を營まねばならなかつ 大地主、 プランター 社會生活に對する 岩 くは地

ヴ アジニアを典型とする南部諸殖民地においては長期に亘つて、 種類や條件を問はざる移住者が歡迎された。 移住者

五

態度に於ても、

此の兩者間に於ては著しく相異があつた。

の需要、

殊に勞働者の需要が甚しかつたため、遂には强制的方法にも依頼した程であつた。

が多かつた。從つて社會生活に對する態度、方針に於ても格段の相違が存した。 反之、ニューイングランド殖民地への移住はより自主的であつた。又移住者達は政治的にも宗教的にも選ばれたる者

之等の相違がやがて法律、普通法に對する態度の差異を生んだのである。

我々は普通法に對して反對の氣運を示した者、特にニューイングランド地方に就いて次の如き其の理由を擧げる事が

出來るであらう。

生活の單純性、

健全性。

ず、又各人をしてその分を盡さしむる」(live honestly, hurt nobody, and render to every man his due) にあつた。 殖民地移住者達は其必要とせる若干の法律を制定した。然しそれは、彼等の生活の原始性、單純性に對應して、 犯罪、不法行為、契約に関する規定を以て専足りたであらう。共等を支配する原則は、「誠實に生き、 何人をも傷は 簡單

共處では人爲的、技術的な英普通法を拒ましめ、 一般的な民衆の法 a system of popular law 神の法 the law of God

を發生せしめ、妥當せしむるの結果を招來した。

宗教的原因。

の礎、 他の壓迫を快よからず思ひ、之を避けて新大陸に新らしき生を求むる者が多かつた。 ム・ファザース」等の名を以て知らる」、所謂、清敎徒達は、確き信念と、新しき決意の下にニューイングランド開發 ひいてはアメリカ建設の礎を築いたとも云ひ得べく、彼等が其の去り來つた本國の生活文化、 殊に「メイフラワー號」「ピルグリ 特にその法律をそ

イギリスによるアメリカ東海岸への殖民の始められた十七世紀、英本図に於ては、宗教上、政治上の軋轢甚だしく、

のまゝ信捧せんとしたとは考へ得られる處でない。清教徒は図家と教會に對し、その内部に止まつて廓清、改革を主張

新たなる敎會、 したのであるが、別に分離主義者なる一派があつて、清教徒とは事違ひ、自ら國家若くは教會を退き、舊制度を棄て、 國家を求めた。 との分離主義者に至つては、も早、英普通法に顧慮を與へなかつたらう事は當然考へら

(三) 開拓者精神。

れる處である。

つて、「醫者と法律家は不要」だとする所謂、 境者」としての生活の健全性の自覺が、獨立自尊の念を强め、之に適する法を考へしめた。その生活は充分に健全であ へ、或ひは又森林を切り開き、曠野を開墾するの質賞、 嚴塞或ひは不毛と戰はねばならなかつたニューイングランド移住者達は、又時にアメリカインディアンの襲撃にも備 健全意識が瀰漫した。其處では舊社會に發展を遂げた舊文化に重きを置く 剛健の生活をも営まねばならなかつた。斯うした「開拓者」「邊

三、各殖民地の態度

事は必ずしも必要とせられなかつた。

|、南部諸殖民地其の他

ヴァジニア(建設一六○七年)は普通法を共の比較的初期より認容した。

許狀中に明定せられて居たし又、その主たる特徴に於て殖民地移住者達に受け容れらるべくあつたのである。 諸制度への異質性、不同性を示さなかつた。コンモンロウはその法律學の一般的基礎として認められた、 旣に一六六○─六一年卽定に係るその改訂法令集 The revision of the statute law の前文 Preamble ヴァジニア殖民地時代の法律は、その諸制度及民事制度の一般的構造に於て、北部諸殖民地の法律が示した程の母國 には次の様な 凡ては特

ノメリカ法學の出發點

文言が見出される。

refined laws of England に對しては吾人は凡ゆる從順と敬意を表すものなり。」と。 「吾人は旣に凡ゆる事柄に關し、之等優秀且つ時として洗練さえせられて居る英國の法律 Those excellent and often を(吾が國の事情及憲法の許す限りに於て)適用、維持すべく努力し來れり。實に之等法律

稍々人爲的、 然し乍ら、此處に注意しなければならないのは、普遍法に對し認容的態度をとつたと稱しても、 技術的に過ぎたる嫌ひのある法律體系を全面的に直ちに取つて以て已がものとなしたと云ふ意味ではない それは、 此の古い、

事である。

術的に發達した法律體系を受け容れる爲めには訓練を經た法律家が必要であるに拘らず、諸殖民地に於ては、 殖民地は共の粗野な、 單純な生活に對應して、之を簡易化し、之に變更を加へて適用したるに過ぎなかつた。 法律專門 蓋し技

家は其數も尠かつたし、又一般的に不人気でもあつた。

普通法の如き複雑なる法律技術に精通せりとは云ふを得なかつた。即ち、 き社會的、 當時、 司法裁判制度は立法議會 General Assembly 若くは行政吏 Magistrate の手に姿ねられ、 制度的前提條件が未だ熟し備はつて居らなかつたからである。 稍々高度の法律體系をそのま」受け容れるべ 之に協力する者亦、英

一の狀態はアメリカ諸殖民地を通じて十七世紀中のみならず、十八世紀に至つても尚ほ續いた。

之をヴァジニアについて見るならば、 同殖民地に於て、洗練せられたる法律家によつて、 獨立の司法裁判が運營さる

るに至つたのは共の建設後約百年の年月を經て(卽ち十八世紀初頭)からであつた。

一の狀態に於ける變化に伴つて、英普通法に對する關係亦發展したのであつた。

此

法律家の數も増し、 法律の研究も旺んとなるに從つて、普道法上の諸原則も順次受け容れらる」事となつたのであつ

決して、営初より之を全面的に採用、適用すると云ふ意味に於てゞはなかつたのである。

六の採用が宣せられた。 する旨宣言したる外、特に自殖民地の狀態に適用し得べきものなりとして Trott 裁判所長選定に係る英國法令、 サウス・カロライナ(建設一六六三年)は一七一二年、 特別の立法によつて、普通法を裁判の規準として採用

の方法に背反せざる限り」効力あるべき旨を定めた外に、特定の英國法令の採用が宣せられて居る。 又ノウス・カロライナ (建設一六七○年)には、一七一五年制定の特別法があつて、 普通法は「吾人生活並びに

(III) ニューヨーク (一六六四年) も此の種に属する殖民地であつた。

Torsmanden 判事の意見が特に此の點を明瞭に宣して居るとされる。 普通法をその比較的初期より認めたる旨の文書尠からざる中、一七六五年の Forsey v. Cunningham 事件に於ける

英國の普通法、 ある諸法令等より成る。」 「本院に於ける手續、 議會制度開設以前に之を確認し、變更したる諸法令、並びに議會開設以後通過し、 裁判は主としてウエストミンスターに於ける裁判所の慣行に從ふ所なり。 叉本殖民 吾人にも明瞭に効力 地の 法律は、

方向と基準とを與へられてゐるのである。 民地間に統一的感情が瀰漫し、普通法を中心に法律統一化の氣運が起ると共に、 1 **發達に於ける指導的地位に就かしめる事となつた。** ョークの示した此の普通法縫受に於ける先驅者的地位と、 同州裁判所のアメリカ法學に於ける高き地位は、 共の優秀な適用、 同殖民地若くは同州をしてアメリカ法 同化能力とは、 やがて後代、 此處にその 諸殖

定法は本國政府の認可を要せざる等頗る廣大な權限を與へられたのであるが、共移住民達は特別の立法なき限り普通法 メリーランド (建設一六三二年) は領主 Lord Baltimore が宣戦大權、 裁判官任命權、 特赦權等を有し又其制

アメリカ法學の出發點

によるべきを主張し、

領主と意見を異にした。

すべく、但し、「英本國に於て正義、公平を決定するに當り通常行はる」若くは之に據るを必要とせらる 官の之を知り得べき限り、又本領土への適用にして不部合なき限り)之を無視するを得ざる」旨を規定して、英普通法 の近接を既に暗示して居る。 一六四二年の制定法は民事事件審理には、特別立法、慣習、先例、之無き時は、公平及良心 good conscience に準據 準則は(裁判

受け、權利侵害 trespass 家畜による侵害 injuries by cattle 刑法等此の趣旨によるもの多しと傳へられる。 ペンシルヴァニアに近似せる方向を辿つた。East Jersey 初期の立法は聖書、 五 ニュージャシー(建設一六六四年)は East Jerscy と West Jersey に分れ、前者はニューヨークに、 特に「出えぢぷと記」Bexodus の影響を 後者は

一六九八年に至つて普通法繼受に關する宣言が爲された。

1、ニューイングランド地方共の他

ド中歴史に於て最も古きのみならず、(二)ロードアイランド、コネチカット等之より分離、 **資料、文獻、刊行物等に他に培して豐富なる事が傳へられるからである。** かもマサチユセッツに制度上多大の影響を受けたるもの多き事、(三)更にマサチユセッツは之等事情を研究するに就て 此の事情を述ぶるに當つては先づマサチュセッツから始めらるべきであらう。蓋し、(一)同殖民地はニュイングラン (一) ニューイングランドに於ては一般に英普通法嫌忌の氣運强く、その効力を認むるに至る事また容易でなかつた。 獨立せる諸殖民地にしてし

tion Covenant 旣に、マサチュ は次の様であつた。 セッツ開拓の端緒となつた Pilgrim Fathers の Mayflower 號上に於ける所謂、 殖民地契約 Planta-

及我國王及祖國の名譽の爲に、ヴァジニアの北方に於て最初の殖民地を建つるが爲に航海を爲し、 「神の名に於て、アーメン、ゼームス王陛下の忠實なる臣下たる吾等下名は、神の榮譽の爲、基督の信仰を進むる爲、 兹に神及吾等相互の

前に於て五に結合して政治團體を作り、以て吾等の共同の秩序を保ち、上掲の目的を維持遂行し、殖民地の一般の幸福 體に服從すべきととを嚴肅且つ相互に契約す。」美濃部達吉氏「米國憲法の由來及特質」九二所掲の譯に因つた。 の爲に最も適當なりと認むべき所に依り、隨時正義公平なる法律命令を發し、且つ公職を組織すべく、吾等は總て此團

宗教的情熱と法律的正義感を密接に結び付けて理解する此の考へ方は、此の先更に發展して共の具體的な標準を示す

に至るのである。

the General Court of Massachusetts Bay. 25 May, 1636. お行つた。 法律を起草せんとて玆に協議を遂げ」、將來、裁判を行はんとする者は「此處に制定せらるべき法律、若し法律なき場合 即ち一六三六年同殖民地總會 General Court は「本殖民地の基礎たるべき、聖書 The word of God の趣旨に則れる 出來得る限り、 神の法 The laws of God の趣旨に從ひて凡ての事柄を審理、決定すべき』旨の決議 Resolve of

之は一六七一年の法律 The G. neral Laws and Liberties of New Plymouth Colony

民地總會 The General Court of this Colony の明定せる法律、 「何人と雖も、法律に託言け、又は官憲の名の下に、生命、身體、名譽又は財産を害せらる」事なかるべし。但し本殖 一般衆知の神の法又は我々に適したる我が國の正義公

此の爲に裁判所の辯論、判決に、今日恰かも 法律上の諸著書、判決例が 引用せられて 居る如く、聖書が 引用せられ とするのとその軌を一にするものであつて、聖書に與へられた高き地位を注目すべきである。 平の諸法ある場合は此の限りに非ず」。

大法官 Lord High Chancellorの意見よりも、モーゼの見解の方が手つ取り早く適切な場合があつたからである。又 即ち訴の理由及び答辯にはよく聖書からの引用が爲された。適切、該當せるその引用は爭點決定によく決定的たり得 The Word of God は法律の進步に關しても、又その實際の運用に關しても Bracton, Littleton, Coke より以上の

アメリカ法學の出發點

影響力を及ぼしたのであつた。

る如きは何等誇るに足る事に非ざるのみならず寧ろ危險視すべき短見と云ふべき旨の警告を與へて居る。 て十分なりとの口質の下に新しきものを打ち立てんとして教會及國家の從來の諸法、 する説示に於てすらモーゼの十誠を採用する程であつたからだとなした後に、若干の緊急事態に應ぜん爲め、 然し乍ら之に對する批判的傾向も存しないわけではなかつた。 彼の普通法建設への努力は、當時の裁判所に容れられなかつた、 マサチュセッツに於ける初期の法律家 Thomas Lecht 蓋しそれはモーゼの法に傾倒し、 經驗及先例諸判決を輕視するに至 聖書を以

要視せられて居らながつた事質を示すものとして考ふべきであらう。事質、裁判所に行われた法律は殖民地獨自の法律 如き文獻が缺けて居た事、 居るが之は積極的にコンモンロウ建設に向つての努力であつたと見るよりは寧ろ、 め と見らるべき場合及び殖民地の特別立法によつて認めらる場合にのみ刻力ありとさへ理論付けられた。 of Law; Dalton's Justice of the Peace; Sir Edward Coke's Reports を各二部宛英國に註文した旨が報ぜられて Sir Edward Coke on Littleton; The book of Entries; Sir Edward Coke on Magna Charta; The 六四六年、 明文上普通法を採用する旨の法律が存しない以上は、 殖民地總督 Governor 及其補助員等 Assistants 並びに之が殖民地に於ける英法書輸入の最初のものであつた事によつて、當時の普通 が立法及び司法手續に關し若干の手引きともせんが爲 普通法は行われなかつた。否、 此の年代に至る迄、 普通法は神の法の表現 爲政者に斯くの

る以上同様神の法に基いて居ると見るべきが故である。若し然らざるの法ありとせば、そは法に非ずして、寧ろ過誤なり 六四六年の殖民地總含は殖民地の法律が英本國の法律に全然相反對するものとは考へられない。 ج تہ きである旨を述べてゐる。 蓋し普通

サ -ッツに於ても他のニュ ーイングランド殖民地と同様、 漸次英普通法が認容せられて來るのであるが、

果にはならなかつたのである。 之は根强い殖民地人の反抗に遇つた事であるし、又その認容も無條件に英普通法自體をそのまゝに受け容れるとい

當時旣に英國殖民地人の行く處、英本國の法律之に伴ふとの理論が相當程度行はれて居たらら事を物語ると 共に、 呵 に至る迄、吾人の赴く處、必ず英國の法律之に伴ふものとは考ふべきでないと述べて居るのであるが之は一面に於て、 六八七年、英國大憲章及制定法を接用して自己の財産上の權利を主張した被告に對し、 殖民地に於ける獨自の法律を打ち建てんとする努力を物語るものとも稱すべきである。 一判事は之を排斥し地の 他 極

じ得ないと主張した事に對し慈異の眼を壁つてゐる。而して同殖民地裁判所は英國初め凡ての他諸國の法律を毛嫌ひし V て居るとさへ報告して居るのである。 一七〇〇年 Boston を訪れた Atwood 裁判長は同地の教職者が、我々はどう考へても英國の法律に從ふ義務を感 の普通法に餘り關與しない殖民地獨特の法律を固持せんとするマサチュセッツの態度は、頑强に續いてゐて拔け難

neral 獨自のものなる旨を述べて居るのは實に一八一〇年の事に處するのであるが、之は此の年代に至るも尚ほ此の地方に於 ド諸州には法律家と稱すべきもの嘗つても又現在も存在せず、彼等の制度たるやコンモンロウに關係する事質ろ薄き、 ける法律の本質が從前と變つて居らない事を物語るものとして興味深きものが存するのである。 Thomas Jefferson がマサチュセッツの Levy Lincoln を次期、聯邦最高法院長に推薦する、 宛の書翰中に彼はさして適切なるコンモンロウ法律家と稱し得る程には 無之けれども、 由來、 檢事總長 Attorney ニューイングラン

るがしかも佝ほ(一)反コンモンロウ的氣運甚だ濃厚なりし事、(二)その嚴格、峻嚴なる清教徒法 る事(三)此の態度を比較的後期 ネチカット (建設一六三五年) は其の法律、 ァ メリカ獨立革命直前に至る迄持續して居た事等に共特色を有する。 司法制度を多くマサチュセッ ッのそれに負ふとせられるのであ Blue Laws

則たるべき旨の決議を行つてゐるのであるが更に一六五○年に至つて七十七ケ條より成る「法律體係」APody of Laws 同殖民地は一六三九年ニューヘブンに 自由民大會を開催せる際聖書 The Words of God は遵守せらるべき唯一の法

の英法から甚だ異質的であつた事、明文の定むる處なき場合には聖書に據るとする事等に著るしい特質が存した。 自由體係」The Body of Liberty 之が同殖民地に於ける其の後の凡ての立法の基礎となつたのであるが、全體系は其の範をマサチュセッツ に取つた。後者百ケ條の中、十四ケ條が前者に包搦せられて居る。此兩者共、 殖 民 當時 地 の

その統治に關し「法律體係」なる刊行の法律を有するのであるが、その當初に、凡そ英國の法律は、特に同殖民地自身 性質は甚だ頑臭、 の法律により採用せられたるもの以外は、何等の刻力なき旨を定めて居るのである旨を述べてゐる。 當時に於ける 同殖民地の 此の狀態は Robert Quary の英國貿易拓務委員會 The Board of Trade への報告に人々の 又反抗的、黨派的ですらある。次の樣な事實が此の性格を最も端的に物語るであらう。即ち、 彼等は

得ない立場に立つて始めてその態度を表明したのである。而かもコネチカットは現在に至る迄、 國との難問題に遭遇し、自殖民地移住者達の利益を擁護せんが為に、英國憲法並びに普通法上の諸主義を採用せざるを 於ては印紙條令(Stamp Act 1765)時代に至る迄頑迷と思はれる程迄に普通法に同化の意を表しなかつた。此の英本 通法繼受を謳つて居らない。その繼受は慣行、慣習により除々に爲されたものであつた。 之は同殖民地に於ける普通法に對する不同化性,の甚だ强烈なる事を示すものと云はねばならない。 憲法にも制定法にも普 事實、 同殖民地に

William Penn のコンモンロウ觀より始むべきである。 ペンシルヴァニア(建設一六八三年) 殖民地の 法律思想を 論ぜんとせば、吾々は 先づその領首(Proprietor)

ンは名門の出たるに拘らず其の信奉せる宗教の故に屢々囹圄の浮目を見たのであるが一六七○年 Tumultuous asse-

mbly の旅で起訴せられた際の刑事裁判に於て、判事(Recorder)と次の樣な普通法に關する議論を爲した。

即ち曰く。

「余を起訴したるは如何なる法律によるか、その法律上の根據を問ふ」

「そのコンモンロウの何處なりや」

コンモンロウなり

「汝の奇問に答へんとせば、敷年の長きに亘り、多くの判決例を調ぶる事を要す」

「とは問に答ふるに問を以てす。貴下、若し起訴の根據を示し得ずんば、本訴追も貴下の專恣に出づるものなりと云

ひつべし」

「問題は汝が本訴追に於て有罪なりや否やにあり」

處に又如何にあるかゞ明瞭たらずんば、未だ問題の解決ありと云ふべからず。法律なき處、犯罪あるべからず、 「然らず、問題は余が有罪なりや否やに非ずして本訴追が法律上の根據を有するや否やにあり。 コンモンロウ上、 一般 何

「頑固者よ、汝、裁判所に向ひて法を 説かんとするや、そは不文法 Lex non scripta なり。之を知らんとせば 三十 四十年の學習を要す。汝尚ほ余に卽答を求めんとするや」

に了解し得ざる如きは法なきに等し」

te によれば、コンモンロウとは一般、普遍の權利なり、一般普遍の權利とは「The Great Charter Privileges なり。」 「然り、コンモンロウにして然かく難解たらんか、そは未だ一般的(コンモン)とは稱し得ざるべし。 Coke 卿の Institu-

有名である。同時にペンシルヴァニアに自由の境地を開拓せんとした Quaker 教徒等の反コンモンロウ的感情の根本を 之は十七世紀、刑事々件に闘する英國の法律の狀態、並びに之に對する人々の一般的な嫌忌的感情を示すものとして

アメリカ法學の出發點

よく表わすものとして興味が深い。

爾後長く行はれるのであるが、之等はウィリアム・ペンを始め同殖民地建設者達の思想を反映して英普通法に對し甚だ 年成立の「基礎法」The Act of Settlement 及一八九六年の「統治組織法」The Frame of Government 同殖民地には一六八二年制定に係る「法律組織」The Frame of Law 及び「法律體係」The Body of Law 一六八三 等があつて、

あるが、その採用せられたるものは甚だ尠いのである。 普通法上の諸原則中如何なる部分を採用し、 如何なる部分を排すべきやは自己自ら之を決定し得る處なりとするので

認容的でない態度を持する。

從つて又、平和にして新しき殖民地の建設に當つては寧ろ害ありとも益尠かるべき法律家、技術的法律を極度に嫌忌せ 殖民地の法律に取り入れられて來るに至つたのは、質に十八世紀も中葉に至つてからであつたとせられてゐる。 蓋し、殖民地建設者達の法律觀、法律家觀が然かせしめたのであつて、得て事を荒ら立て、訴訟教唆に陷り勝ちな、 司法制度亦獨自の發展を遂げ、法律専門家が之に携はるに至つたのは、從つて又之に伴つて技術的な普通法が次第に同

れるのであるが、特に共の常識讃美の理論に於て特色がある。 (四) ニューハンプシャー(建設一六四一年)は他の諸殖民地に於けると同様、長い間法律家によらざる裁判が行は るが故であつた。

羲を歪曲するの虞れを警戒したのであつたが、之は單に Livermore 個人の思想、言行とのみ見るべきではなく、當時の して餘り價値を置ころともしない。此の裁判長は陪審員に對する說示に於て、常に法律の精巧、巧緻に眩惑されて、正 い。徽臭く、蠶喰へる書物、法律書は野蠻時代の古くさい、假髮冠れる法律家達程には吾々には了解し得る處でないと 一七八二年から一七九〇年に亘つて 同殖民地裁判所長を勤めた Samuel Livermore は法律的先決例に重きを置かな

が故である。 回殖民地一般の法律觀を代表するものであると考ふべきであら**う。蓋し、** 此の外にも次の様な説示、 判決を見出し得る

り安全に導いて吳れる事を記憶せねばならない。 は正義であつて、法律ではない。法律家は英國普通法を以て我々を律しようとする。然し乍ら、 は陪席判事(一七八五年——一七九七年在職)John Dudley の陪審員に對する說示であつて、 常識とそが、我々をよ 即ち我々の欲するもの

てゞはなく、人と人との間の常識によつて始めて可能なのである旨を說いた。 當事者間に正義を具現する事が我々の任務なのであるが、之は Coke や Blackstone による法律の小手先細工によつ

保持され乍ら、尚ほ他方、幸ひにも、大量の時代遅れの又無用の瑣末、 の單純性の質行過程を贏ち得るに至つたからである旨の言葉である。 は法律の歴史に於て最も幸福な事柄の一つであると考へられる。蓋し、それ等に於て一方普通法の本質は見失ふ事なく 之等を通ずる共通の思想、 共二は、ニューハンプシャー高等法院判決に表われた Bell 判事の初期殖民地人が普通法の諸技術に無智であつた事 觀念よりして、我々は初期ニューハンプシヤーの法律觀を看取し得るのである。 些細事を忘失し、それに代へて驚嘆に價する程

第二 當時の英法の狀態

一、法律一般

アメリカ法學の出發點

模期

期の英國の狀態には强ち不適合のものと稱すべきではなかつた。 英法は封建制度、 移轉に關する法理が、 武士階級社會の慾求に應じたものであつて、從つてその發生した當初たるノルマン及び初期プランタデェネット 從つて土地を中心に發達した。 社會の重大關心事であつた。之は被征服民族を隷属せしめ、 土地が考慮せらるべき唯一の財産であり、 自らの間に土地を分割し合ふ 土地に闘する權 その

粗野な武人社會に適應せる法律が、 國となつたのであるが、 て磁はれてゐる。 轉の相を示しつゝあつたテュードル期(一四八五─一六○三)に至つても、その法律は舊態依然たる中世紀的 々の事情によつて然かく簡單には改變が行われて居らない。旣に宗敎革命を經、 然し乍ら封建制度の崩壊、 ジョーデニ世時代(一七二七—一七六〇)に至つて英國は旣に世界に於ける最大の製造工業及商業の 法律學はなほも混迷、 被征服民族の興起、 勤勞、 富有の商業的自由の民族社會に適合すべくもなかつたのである。 混沌の域を彷徨する。 商工業の勃興と共に、 征服、 法律も之に對應した變化を遂げるべきを之は種 隷属せしめたる敵のさ中に武装陣營を張る 封建國家より近代資本主義國家への變 残滓を以

否 重ねられた地層、 し縫ひされた。されば英國の歴史のあらゆる時代が、其の法律に寄り集つてゐる。それ等は融合する事なく、 それのみならず相争ふ一方が、 狐其他狡猾なる動物の遺跡すらが、との古風な洞窟中に見出されるのであつた。 初めて學校へ上つた時、着物を作つて以來、それを着つ放しの成長した人間の服裝を思わせるものがある。 社會の根抵をゆさぶる凡ゆる闘争は一定部面の法律に於ける分裂、 断層を思わせるものがある。 ホコロビはひろがるま」に放置され、穴はカガラレ、新奇な法律の補布は最寄の店から取り寄せ、 他方を陷れんと設けた段だの、 諸要素の凡ゆる動揺、 陷穽だのすらが依然存してゐる。 衝突は地唇の裂目又は不規則性となつてその根跡 分離した狀態に於て現わされてゐる。 單に鬣狗のみなら たゞ積 み

之は恐るべき混迷といわねばならない。アメリ カ殖民地が知れる英法なるものが斯くの如きでありし以上、 それ

應繼受を躊躇するの理由となつたであらう。 ーク時代の英法は依然ゲルマン法的生硬さを脱し切れず、リトルトンの著書は當時のその他の英法書共々、

人民訴訟裁判所は、一片の土地に闘する權原を定むるに當つて古い決鬪裁判による事を許して居る。 Dyer の判例する議分であ 見てもわかる様に訴訟手續の情景は正に三世紀以上も古いザクセンシュピーゲルに於けるそれを思わせるものがある。 於けるローマ法律書と比肩すべくもなかつた。 コークが既に法務にたつさわつてゐた一五七一年の頃に至つても、 大陸

斯くの如き法が斯くの如き狀態に止まる限り、それは世界の法たる事は出來ないのである。

by sergeanty、喜捨を為したる者、共子孫のため冥福を祈る役務 frankalmoin、等々その種類は仲々に多い。 する義務 knight service、國王の族や槍を持しで軍隊を指揮し或ひは又戴冠式に劍を捧じて行列に參ずるの義務 に、土地保有條件 (tenure) の理論が發達した。 間 接に封 ルマン征服王によつて齎された封建制度は、 地せられた質臣達は共卦地の條件として各共領主に對し種々の役務を負擔した。 國王のみを英國に於ける完全な土地所有權者とした。 毎年一定數の騎士を提供 國王より直

續する限りとか、 又領臣は完全な土地所有權を有し得る所でなく、 産物權 一生涯だけとか、或ひは叉特定期間中だけとか の理論が發展を遂げた。 單に或る種の期間之を保有し得るに過ぎない。 所謂存續期間の點で種々の制限を受けた。 或ひは子孫の存

(estate)

族 教會の之に關する各利害得失の爭ひを以て織り成し、 土地法は Tenure の理論を經とし、Estate 理論を緯とし、共間、 色染められた複雑、 封建社會に於ける三立役者、 濃厚な文様を呈した。 國王、 封建貴

此の外、 封建制度に伴ふ領臣の義務も仲々に多い。 -例之、領臣死亡し、其相續人未成年者たる場合には領主

Wardship の權利の行使として土地より生ずる利益を自己に收めてしまふ、又相續人にして領主の選んだ相當の結婚に 承諾しない時は婚姻價格(value of the marriage)を支拂はねばならぬ、其他領臣死亡の際に領主が其領臣の土地にあ

然し乍ら、 一見頑强に織り成された此の封建的土地制度も次第に、 解き解ぐされ、 ゆるめられて來るのは、 やはり、

る最高の家畜を取つてしまふ擋利(horiot)等々之である。

時代の變遷、封建的諸勢力の消長に因つたに相違ない。

既に十四世紀頃から土地に闘する use 方式の使用が行はれて來て居る。

がて衡平法裁判所の保護する處となつて、爲に封建制度崩壞過程に一つの役割を果す事となるのである。 塗浚牧 forfeiture 及犯罪に依る土地復歸 escheat 等々領臣にとつて過酷に見える負擔を発かれる爲用ひられた。 此の use の使用は或ひは封建的土地法に於ける不動産遺贈の禁止、封建制度に伴ふ種々の過重な負擠、 犯罪に依る財

則 需要を充し得るに至つて居る事情に適應して military tenure 其他の封建的負擔を廢止するのであるが、 **殘滓は根强くして、容易に一掃さるべくもなかつた。** 然し、法律に於ける此の崩壞過程 (之は豈 use のみに限るに非ず) も部分的に行われたに過ぎない。一六六〇年に至 Statute for the Alolition of Military Tenure 出でて、當時旣に募兵方法としては役立たなくなり、且金錢が總ての 衡平法上の法理、之に無數の成文法を以て雑然と展開される土地法の紛糾、 錯雜、並びに其處に依然存する封建的 普通法上の原

十七八世紀の土地法は斯かる狀態にあつた。之を要約する時は次の如く云ひ得るであらう。

社會―即ち被征服民族を隷屬せしめ、自ら土地を分割し合ふ粗野な武士階級社會――の慾求に或る程度の適應性を有し 英法の基礎は封建制度であつた。否、現在ですらそうである。 此の制度は他の慣行に於けると同様、 それが發生した

て居たのである。

然し乍ら文明の進步は、 征服、 隷励せしめたる敵のさ中に武裝陣營を張る野蠻な武士に代へて、 勤勞、

自由なる民族を興起せしめた。 前者社會に៉應せる法律は、後者社會の環境に適合すべくもない。

目ざす被征服者との間の爭闘によつてゞある。 れは新しい社會狀態及其緊急性の包括的な理解から起るのではない。凡ては古き、野蠻性と、新らしき文明との數世 に亘る鬪爭によつて齎らされるのである。自らの打ち樹てた粗野な制度を固執する征服者、封建貴族と、自らの解放を それは自らに適應すべく自ら努むる處なくしては存在し得る處でない。その適應は思想や、意圖の結果ではない。 z

壊を遂げ始めるのであつた。 後者は生成する勢力であるが未だその羈絆を斷ち切り得る程には强力でない。然し之はやがて、その脆弱な點から崩

十九世紀中葉に至り、諸制定法によつて若干の土地法改革を見るのであるが、それ迄は依然此の狀態を續けるであら 十九世紀初頭に於てすらその狀態は次の如くであつた。

敷と費用をかける――工夫、手段を用ひる。之は一八四五年に至つて漸く終結する。 Fines and Recoveries は一八三三年 seisin)の公けの手續 (feofiment)を履む必要がある。さもなければ——との方がより一般に行はれたのであるが、賃借 に廢止せられるに至る。斯くて叉土地權利證 title deeds & Conveyancing Acts によつて非常に單純、簡潔となつたの のみを以ては事足りないのである。(not lie in grant) 賣手と買手は其の場所に望んで御丁寧にも、占有移轉 土地の自由保有權 frechold land in possession の譲渡は單に 捺印證書のみにては 爲し得ない。土地の移轉證書作成 (Loase) の手段によつて、不必要な權利を作り、次いで(Release) を之に附加して補塡すると云ふ 一質に二重の手 (livery of

三、契約法

契約に闘する普通法は志だ嚴格であり、生硬ですらあつた。

當時は捺印契約 contract under seal を頗る嚴重に取扱ふ、證書は契約の證據ではなく、 契約自體だとされ、 債權者

の證書喪失、滅失は直ちに權利自體の消失なりとせられてしまふ。

であつたのである。 法律上の債務となつて、之に對して訴の提起も可能であつた。そして此の種の訴訟も公の法廷で嚴肅に審判せられたの ゆる種類の異常な訴訟が可能であつたのである。違法な競技、遊戯又は競爭の爲め以外に賭事が爲された場合、それは 契約の原當事者のみがそれに基いて訴へ得たに過ぎない。他方、賭事契約は、法律上强行可能であつた。その結果、凡 時の普通法に於ては依然(十九世紀初頭に至るも尚ほ)、流通證券以外には、譲渡可能の契約なるものは存しなかつた。 達となつて現はれた。十八世紀中に、その活動によつて緩和、矯正せられた弊害、不合理も若干存した。然し乍ら、 等不合理、弊害の矯正、救済は遂に普通法裁判所によつては行われず、別に衡平法裁判所による衡平法上の諸原則の發 等による債權消滅に鬜しても、普通法裁判所は甚だ嚴格な態度、方針を持して、之は容易に緩和せらるべくもない。 權利拋棄 (Surrender) 代物辨濟 (accord) 第三者による辨濟、契約證書の變更 (alteration) 混同 (merger)

來た商工業、英國をして世界の英國たらしめた貿易、 旣に一般契約法に關して斯くの如き狀態であつた。 運輸、 然るに此の普通法裁判所の舊態持續に拘らず當時漸くに勃興して 商業の隆盛は次第に之に事新しい問題を提供して解決を迫

普通法裁判官達は概して、迷妄、 小膽なるの餘り、 司法判決を通じて英國の法律を改善すると云ふ仕事にさして役立 つたのであるが、之は依然として無為、無策の領域を低迷するに止まつた。

たなかつた。

例も任する處でなかつた。 りやを審談したりする。 も如何に解決せらるべきやを知らなかつた。 されば、 問題が或ひは貨物の賣買、傭船契約、海上保險に關し、或ひは又爲替手形、 判例集には、 領主、農奴に闘する崇年のみ徒らに多く、 之等の點に開し、 論文の刊行せられたるものも、 時には決闘裁判の請求を爲言權利あ 約束手形に關し起つた時、 判例集に掲げられたる判 何人

た。 判断に從つて之を決定する。 つて、 の訴訟が司法裁判所に提起せられると、 Hardwicko 卿は衡平法の改良、 Sir Robert Tresilian 及び 經驗ある者なく、爲めに共等は商人同志間の私的な仲裁によつて解決せらるるを常とした程であつた。 從つて、將來起るべき、 Sir William Gascoigne 営時の儘であつた。 體系化に努めた――然し乍らコンモンロウ裁判所に於ける訴訟手續は善態依然であ 判事は陪審員に之が判断を委ねる。陪審員は、 同様の争ひが決に資すべき一般的法則は與へ得られないのであつ 商事々件は 何が公平なりやに闘する自己の Westminster Hall に於て、 商事關係

此處に、 十七世紀から十八世紀中葉にかけての英契約法に於ける未熟と混迷が存したのであつた。

William Murray Lord Mansfield (1705-1798) 丑や、

商事々作の裁判に、

商入を陪審官に召喚する事に

宛かも

らの事に属した。 せしむる等次第に、 つて商人間の慣習を攝取し、叉斯く一旦定められたる裁判を先例として、他の司法的先決例に於けると同样、 蓋し Lord Mansfield の裁判官としての活躍は一七五六年、 普通法に商法を攝収し、 之を商法化するに努めたのであるが、之は寧ろ十八世紀も後半に至つてか 卵の王座裁判所長に就任した以後に属す 之を遵由

別異に強展し始めた。 砌來、 商業關係、 對人的諸關係に關する近代的な法理が、 即ち、 契約法の廣い分野、 流通證券、 保險、 從來既召の土地法及手續法に重點を置いた封建的法理とは 海事法に関する法理が新たに發達する事となつたの

メリカ法學の出發點

るが故である。

斯ら云つた體系化、 適應運動以前に屬する十七及び十八世紀前半の英法には自ら、 其處に原始性、

色濃きものが存したのであつた。

四、不法行爲法其の他

つた。過失 Negligence に關する諸判例すら十九世紀に至つて始めて發達を始めたのである。 不法行為に闘しても個々の場合に應じた個別的判決の累積があるのみであつて、未だ系統的な法理は發達して居なか

處であるが、 不法行為法に於ける大きな變革の一として一八四六年に於ける Lord Campbell's Patal Accidents Act が擧げられる 此の法律の發布に至る迄の狀態は次の様な不合理なものであつた。

これは一八四六年の Lord Campbell's Fatal Accidents Act によつて僅かに一部終止する處となるのであつた。 は、溗客が負傷した場合より、頸つ骨でも折つて即死して呉れた方が、賠償せずに済むだけ好都合だといふ事になる。 得ない。 徒の權利は 質に對個人的であつて その死亡と共に 消滅すると 説明せられる。そこで驛馬車の所有者にとつて し得るでもあらう、然し郎死した場合には、其の家族も、遺産管理人も何等の――實に葬式費用さへも-**驛馬車の轉覆によつて骨を折つた乘客は、その所有者に對し受けた苦痛、被害、醫派其他に要した費用の賠償を請** 求

婦人の法律上の地位に関しても封建制度的残滓が當時尚ほ多分に行した。 妻の普通法上の地位は甚だ低く、夫に從屬的であつた。普通法上、夫婦は一體にしてその一體とは夫なり (tho

husband and wife are a single legal person and that person is the husband) との原則が行われ、 其の管理権は夫に歸し、その妻による處分は夫の同意が必要なりとせられた。 が認められて居らなかつた。婚姻によつて妻の有體動産(personal property)は夫の所有に歸し、債權、賃借不動産物 の如きも婚姻中は其の管理、處分憧が夫に属する事とせられ、 物的財産權 (real property) に就いても 妻には獨立 一の存

なる言葉が用ひられた。 妻の契約能力は、財産の處分權、管理權と同樣、存在しない。妻は夫の庇護の下にあると云ふ 意味に於て coverture 軍事的制度としての封建制度が、 軍事的役務を爲し得なかつた婦人の地位を斯く低からしめ、

理論上、妻の法律上の標利を無視せしめたのである。

n's Property Act に俟たねばならない。 す事を得るに至つたのであるが、之が一般的解放、 財産を妻の特有財産 配を受けぬ獨立のものたる事が衡平法裁判所によつて認めらるゝに至つたのである。斯くの如き夫の支配を受けぬ妻の 有用盆(for her separate use)の為に財産を受託者に與へた場合には、妻が受益者となる事、 十七世紀末に至つて衡平法上妻の特有用盆 (separate estate) と云ひ妻は之を自由に管理處分するを得、且つその特有財産に闘する契約を爲 (separate use) なる制度が 發達して來た。 獨立を見るには尚ほ、一八八二年、有夫女財産法 (Married Wome-信託の方法によつて、 その妻の受益權は夫の支 妻の特

夫女は、精神病者の次に置かれるを通常としたのであつた。 此の財産法發布以前從つて十七、八世紀にあつては依然、 婦人の地位は甚だ低いのであつて、 一般著書に於ては 「有

五、刑事法

明確な點が多かつたのみでなく、その刑罰も不當に重く、 嘆の對象ですらあつた。それは敷百年に亘り箇々別々に發布せられた莫大な敷に上る單行法をも持つて居て、複雜、 事法の分野にあつてけ、 普通法は當時、其の民事法の分野に於ては漸次的にではあるが、好轉の機運を示して來て居たのにひき換へ、その刑 依然發達、 進化の曙光すら認め得なかつた。否それのみならず、十七世紀中を通じて恐怖、 寧ろ殘虐とも稱すべきものが多かつた。 不

恣を通すに忙がしい。 當時は裁判官の地位未だ保障せられす國王は任意にその職を解き得る處であつた。 斯かる狀態に於て公平無視の裁判は望み得べくもない。 國王は王權神授説を捧じてその專

アメリカ法學の出發點

__

國王の專恣から解放せられ、公平の裁判を保證せられ得るに至つたのであるが之は正に普通法に於ける新時代の到來、 六四一年、 星座裁判所 Star Chamber 廢止せられ、又一六八八年に至り權利章典 Bill of Rights 出でて裁判官が

劃期的出來事を以て目さるべきであらう。

したコンモンロウ観、 ペンシルヴァニア殖民地の創始者 William Penn が一六七〇年、自己に闘する刑事々件に闊し裁判官との問 而して之がやがて営時に於ける英國一般の風潮を代表したものであつたらう事に就いては旣に之 元に展開

共處に普通法の錯雜性、 不明確性を見たのであるが此の狀態は十九世紀中葉の所謂、 刑事法に於ける大改革に至る迄

試みる事は同時に其改革以後の狀態に對比して一層明確に示されるであらう十七・八世紀の法律狀態をも示すものとし 一八〇〇年當時と一九〇〇年當時に於ける英刑法を比較する事によつて斯る期間に行はれた大改革の結果を示さんと

で興味深いものが存するであらう。

續くのである。

Sir Samuel Romilly は、世界中、 を以て罰せらるべき犯罪は二百以上もあつた! 八〇〇年以來英刑事法はその實體に關しても、手續に關しても著るしい改善を示して來た。一八〇〇年當時、 何處を採ねても死刑を以て論ぜられる行為が之程多く且つ之程多種に亘る國は他に とれ等の中三分の 二以上が 十八世紀中に 死刑を以て 處斷せられた。

重罪 felonies の殆んど全ては死刑であつた。

何處にも存在しないと主張する。

財産を盗んでも、 給與金を詐取せんとしても、村街道の橋を毀損しても又時に若樹を伐採してさへ絞首刑であつた。 亦他人から一シリング以上の何物かを奪つても全て絞首刑。其他、 流刑者にして期間凝期前歸還し、 五シリ ング以上の

兵士、水夫にして旅行発狀なく、 彷徨したる類も全て皆絞首せられた。而して此の野蠻な法律は實に冷酷無情に質行せ

られたのである。

英國の監獄は、不正義と病魔の巢窟であつた。獄吏はチブス goal fever に罹るのを虞れて、監房に入ららともしない。 扱われるに至つたのであつた。 れてゐる。刑事に闘する審理の如きも一八〇〇年に於けるそれから全く異つて來た。囚人も今や公平に考慮を以て取り 懲役刑の宣告は屢々死の宣告であつた。反之、一九○○年當時では監獄内での囚人の健康と道義には非常な注意が拂は に負ふ處が多い。一九○一年死刑犯罪は四種となるに至つたが、内二種は殆んど行はるゝ事がない。又一八○○年には 死刑を以て論ぜらるゝ犯罪の敦が次第に減少したのは、一に Sir Samuel Romilly 次シで Sir James Mackintosh

六、當時の法律概觀

就いては改良運動 Reform Movement の幾つかの流れが存したのである。 英法は十七・八世紀に於ける斯くの如き狀態を脱却して、現在あるが如き世界の法へと發展するのであるが、それに

衡平法裁判所の活動による普通法缺陷の補充、矯正も之であつた。

主として Mansfield 卿の下に行われた普通法の商法化も之であつた。

又立法の手段による普通法の近代化も亦之なのであつた。

其の第二のものは Mansfield 卿が王座裁判所長に就任した一七五六年以降、其在職三十年の長きに亘る苦心、努力の

結果と見るべきものが多い。

共の第三のものは Jeremy Bentham (1748-1832) の影響の下に 行はれた多くの立法によつて 爲されたのであるが、

其の質を結んだのは寧ろ十九世紀に至つてからであつた。

アメリカ法學の出發點

革運動は未だ殆んど、若くは全く開始せられて居らない。 本稿の對象とする時期 ――アメリカ殖民地開設よりアメリカ獨立宣言前後迄-たゞ僅かに其の第一の者、 ―の關する限り、此の第二、第三の改 **衡平法による普通法の改革にあつ**

ては此の期間中既に其の發端が見られて居るのであり、若干の關係が存するのである。 次に其の然る所以を述ぶるであらう。

の外に普通法裁判所で正言、 大法官は始め司法的呼出狀を發行する權限を有する事によつて普通法裁判所に重要な關係を有して居た。然し乍ら此 救済を得られなかつた者からの嘆願を處理する事に端を發し、次第に普通法缺陷の補

矯正への權限を有する事となつた。

嚴格な普通法を衡平法的理論によつて補ふといふ事は必ずしもイギリス法に限られた事ではない。

之はローマ法に於ても用ひられたのである。

然し普通法と衡平法とが別々の權威、 機闘によつて適用せられた事はイギリスに特有な方法であつた。

法と別呉な體系を適用する必要を認めて居らない。僅かに普適法裁判所によつては爲され得ない若干の有用な權利を認 として婦人の財産を彼女の特有財産として彼女の為めに設定する制度が發達した事については前、既に觸れた處である。 めるに過ぎない。Use なるもの之である。 を補ひ、 衡平法の最も初期の重要な適用の一例は土地に臨して起つた。事實十四世紀中には大法官は未だ一般的、基礎的な土地 普通法が餘りに嚴格になり、正確さを要求し若くは旣に確立せられた封建制度の殘壘を固守して讓らない時、其の缺陷 峻嚴さを矯正し又は新しく起つた社會的必要に相應する作用を営んだものは此の衡平法裁判所なのであつた。 之が次第に近代的信託として發遠した事、並びにそのコロラリーとして、信託

色彩强き事項に要約され得るであらら。然し乍ら孰れとも普通法裁判所と衡平法裁判所との二重組織は早晩その解決、

十六世紀に至つても、衡平法裁判所の管轄は"fraud, accident and breach of confidence"等若干の道德的、

體系付けを迫られて來る。

とつてのみならず英法全體にとつても甚だ重要な出來事であると云はねばならない。 之が十七世紀初頭に解決點に到達した。そして其處に圓滑な融和的解決が與へられたのであつた。 之は單に衡平法に

の間の經緯は次の如くであつた。

きでない事を告げるのである。然し乍ら、 所に普通送る様な、 衡平法裁判所は自己がコンモンロウ裁判所より上位に立つ旨を主張してゐるのでもなく、又王座裁判所がその下位裁判 る事を禁じ、若し甲が飽く迄之を强行するならば獄舎に繋がるべきを宣言する。此處に注意しなければならない 禁ずるの權限を主張するの結果に立ち至るべきであらら。詐欺若くは信託違反の事件に於てコンモンロウ裁判所で、乙 迄貫かんとするならば、之は勢ひ、コンモンロウ裁判所に救済を求むる事並びに該裁判所に得たる判決を强行する事を 不滿の意を表したのは頗る當然の成行であつた。Coke は斯くの如き禁止命令を得たるものは るものなのである。信託に違反して判決を得た者に對し大法官は、その判決を不営であるとも、 Prohibition 移送命令 Certiorari 等からは理論上、凡そ異るものである。即ちそれは判事にではなく當事者に命令す に對し不利な判決を與へられるとする。乙は衡平法裁判所に之が不服を訴へる。大法官は、審理後、その判決を執行す ンモンロウ裁判所の優位に立つべきを宣せられて終結した。大法官にして、信託若くは詐欺に闘する自己の主義を飽 James I 時代の大法官 Ellesmere と Chief Justico Cokeの間に大論争が起つつたのであるが之は衡平法裁判所が たゞその者に對し、 Mandates を送らうと目圖して居るのではない事である。衡平法上の禁止命令は職務勵行令狀、管掌禁止命令 一定の事を爲すべし又は爲すべからずとの宣告又はその手續を無効となすといつた類の―― その個人的な理由から、その判決を强行する事は衡平の原則に反する事、從つて之を强行すべ コンモンロウ裁判所の判事達が、その判決を此の樣に取り扱はれた事に對し Praemunire 取消し得るとも云はな 事は、 コ

≡0

條例により、 即ち王の裁判所の判決を他の裁判所にて審議せしめたるの旅により罰せらるべきだと宣言した。

は出來ないからである。 求むる事を妨げ得るといふ意味に於てである。反之、 つたのである。然しそれはコンモンロウ裁判所より上位に位するといふ意味ではなくて、コンモンロウ裁判所に救濟を の他の大法律家の助言に基いて、大法官に有利な判決を與へたのであるが、此の時以來大法官は、優位を持する事とな King James は、今や凡ゆる裁判官の上に、凡ゆるその裁判所の上に沿臨するの機合に恵まれた。そして Bacon 其 コンモンロウ裁判所は衡平法裁判所に救濟を求むる者を妨ぐる事

時代を經て、更に十八世紀へと展開する。 衡平法の活動は此處に勢を得、次いで近代衡平法の父 Father of Modern Equity, Lord Nottingham (1621-1682) の

る。 十八世紀は偉大な大法官輩出の時代であるとせられる。 今其の高名と就任年代を次の如く擧示する事が出來るのであ

九三年 Loughborough 一八〇一年 Eldon 一七〇五年 Cowper 一七三七 Hardwick 一七五七年 Northington 一七六六年 Camden 一七七八年 Thurlow 一七

其の孰れをとつても我々は其等の偉大な衡平法上の功績を同時に想起し得るのである。十八世紀を以て衡平法の隆盛

を謳ふ又故なしとしないのである。

今振り返つて木稿の對象とする時期、十七、八世紀の衡平法を槪觀する時、その近代的活動は正しく互步を印し始め、

進行を續けつゝあつたのであつて、普通法も之によつて漸次、改善、矯正せられつゝあつたのである。

た 從つて、當時の英法は之を概言するならば、 其の改革運動は一部既に進行を始めて居たと稱し得るのである。 此の限りに於て旣に未分化、 未發達の狀態から、分化、 發達を始めて居

「それは旣に、 ミル トン謂ふ所のライオンの如く、その後半身の自由を得んとして身もがきしつ」あつた、 となす事を

、當時の法律書

得るであらう。

居る。 あらら。 からず又入手に困難であつた事が其理由に附加され得るであらら。英法律書の當時の狀態を此處に解明する所以である。 汲んだ理由の中にも同じく此の混沌と不明確性とが敷へられたに相違ないのであるが、其他英本國に於てすら法律書多 Sir Edward Coke (1552-1684) は當時現存の重要法律文献として、十五卷の 法律書と、之と同數の判例集を擧げて 一、當時の英法の狀態を述べた。アメリカ諸殖民地が或ひは辟易し或ひは其繼受を躊躇した理由は此處にも存したで 此の記述は當時に於ける英法律に關する權威ある、 特にニューイングランドの清教徒達が法律家の博識の井戸には清水は湧かないとし、自らの生命の泉を聖書に特にニューイングランドの清教徒達が法律家の博識の井戸には清水は湧かないとし、自らの生命の泉を聖書に 又綜合的な 觀察を一應與へるものとして 興味が深いのであ

Coke (Reports. 第三卷 (一六〇二年) 序文)。は即ち云ふ。

それは更に理解を助け又益する處大なるものがあらう。 Student (10), Perkins (11), Fitzherbert, Natura Brevium (12) 及び Stamford (13) の如きは凡て有益である。讀者若し Nova Narrationes(6) の類、又比較的新しい Old Temmes(7), Old Natura Brevium(8), Littleton (9), Doctor and 「今に傳はるコンモンロウの古い書籍、例之、Glanville (1), Bracton (2), Britton (3), Fleta (+), Ingham (5), 判例を研瑣したる上、二大法律要覽——Justice Fitzherbert(4), Sir Robert Brooke (1)— を利用するならば、

Statham(16) 及び The Book of Assizes(17) も除外さるべきでない。訴訟手續に關しては Book of Entries(18)は

アメリカ法學の出發點

集、他にコンモンロウに闊する若干の法律要覽を有する事となる。私は此處に今、法令及び議會制定法に就いては語つ にして內容豐富な觀察及び拙著(21)を之に加へ得やら。——斯くて讀者は十五卷に及ぶ書籍、論文と、之と同數の 同樣有用且つ有益である。 前記の判例集に Master Plowden(9) の精巧、丹念な註釋書、 Sir James Dyer (3) の簡潔 判例

二、英國に於ける法律書、 最初の印刷、刊行は一四八一年 Littleton, Tenures. Letton Machina 版であつた。

て居ない。それ等に就いては別に若干の大冊が存するのである。」

に就いての刊行年代は次の如くである(順序、配列は前掲、Coke 序文による)。 爾後、法律古典にして印刷、刊行せられたるもの次第に多きを加へるのであるが、前掲、 コークによる當時の法律書

(H) Ranulf de Glanville, Tractatus de legibus et consuctidinibus regi Anglie 1187-1189. Glanvirlle's Treatise

on the Laws and Customs of England. Lond.Richard Tottel ed. printed aboat 1554-1557.

(ດ) Henry Bracton, De legibus et consuctudbinius angliae 1262

Bracton's Laws and customs of England, Lond. Richard. Tottel ed. 1569

3 John Britton. No title, about 1290. Britton's Abridgment Lond. Robert Redman. 1540

Fleta seucommentorius Juris Angleciani. aboat 1290. Fletas commenary. Lond. printed 1647.

4

- $\widehat{\underline{5}}$ Radulphi de Hengham. 1300. Hengham's Register of writes. Lond. William Rastell. 1531.
- $\widehat{6}$ Novae narrationes. 1448. Lond. Richard pynson ed. printed about 1515
- 7 Old tenures wrtten in reign of Edward III. Lond. Richard Pynson ed. prirted in 1525.

Old natura Brevium. 1328-1376. Lond. Richard Pynson, ed. printed 1524

- 9 Thomas de Littleton Tenure . 1472. Lond. Lettou & Machlinia ed. 1481
- $\widehat{10}$ Christopher Saint Germain Dialogus de fundamentas legum Anglie et de conscientia. Germain's Doctor
- <u>ii</u> and Student. Lond. John Rastell ed. 1518-1522 John Perkins, Incipit pecutilis tractat magistri Johnis Perkins, Perkins Profitable, book of conveyancing
- Anthony Fitzherbert. La novel natura livevium. Lond. T. Bertheled ed. 1534.

Lond. Robert Redman ed. 1532

- <u>13</u> William Stamford, Les plees del coron. Stamford's pleas of the crown. Lond. Richard Tottell ed. 1557.
- tell cd. 1514-1516 Anthony Fitzherbert. Graunde abridgment. Fitzherbert's Grand Abridgment of the Law. Lond. John Ras-
- (13) Robert Brooke, La graunde abridgment, Brook's Grand Abridgment of the Law, Lond, Richard Tottell
- <u>16</u> Nicholas Statham, Abridgment. about 1476. printed about 1495
- 17 Abridgment of the book of assizes. Lond. Richard Pynson ed. about 1500. Year books of asesizes abridged.
- <u>18</u> Intrationu excellentissimus liber. Lond. Richard Pynson ed. 1510

1555.

- <u>19</u> Edmund Plowden. Les comentaries ou les reports. Lond Richard Tottell ed. 1571.
- $\widehat{20}$ James Dyer. Cy ensount ascuns nouel cases. Lond. Richard Tottell ed. 1585
- 21 Edward Coke. Le reports. Lond. T. Wight ed 1600-1602. part, 1. 1600, part, 2. 1602, part, 3. 1602

アメリカ法學の出發點

之等刊行物が流布、 **頸布せられた程度に就いては、恐らく、多くを期待し得ざる質狀にあつたのであららが、之を入**

手し得ざる者、又刊行物無き他の書籍については手寫本 manuscrirpt による外なかつたのである。

基礎的であるとせられ、如何なる順序の下に讀まるべきであるとせられたのであららか。 ■、當時之等の法律書籍、文献については如何なる方針の下に勉學、研究が積まれたのであららか。 如何なるものが

之に關して一六六八年刊行の Rolle. Abridgment 「法律要覽」中に左の如き文言を見出す事が出來るのであるが、

Z

は前述 Coke 判例集第三卷、序文と共に、當時に於ける法律學習の實際を窺知せしめるであらう。 Rolle せ田冬。

英法釋義、更に餘力もあらばその判例集を研究すべきである。あの浩翰陳腐の書籍に移るはその後にて可、イーヤブツ を以て、最も有用と思わるゝもの、例之、Edward III. 最終期、The Books of Assizes. Henry II. 第二期、Edward III. クスは更にその後たるべし、稍々古きに屬するイーヤブックの如きは餘り實用的とも忠われざる法をも含む事あるべき 「一、三年は專念 Littleton, Perkins, Doctor and Student, Fitzherbert の Natura Brevium 及び特に 我がコー

Henry VII. 時代の如きを選び常に研鎖を積むべし。之の後に續く Plowden, Dyer, Coke's Reports 及び最近刊行の判

例集の勉學之に續くべきものとす」と。

第三 普通法の繼承

普通法機受の諸原因

民地間に統一意識をも齎らし、遂に英本國に對する獨立革命へと發展するのであるが、其れに就いては次の樣な幾つか く存在した。反對の諸要素を壓倒して、認容の諸要素が次第に優勢を占める、此の英普通法繼受への進展は同時に諸 十三諸殖民地凡ては其獨立革命直前迄に各英普通法繼受への傾向を明瞭に示すに至つた。 此處に至る迄には相爭ふ認容、反對の諸要素 ――其後者に就いては前項旣に縷々之を述べたのである ――が數多

一、制度的原因 其の一。

の原因を擧示する事が出來るのである。

アメリカ諸殖民地は或ひは王領として、或ひは私領、自治領として發足した。

法律が英本國のものに傾き 易かつたであらら事、爲政者達も えて本國の法律に 其の統治の 基礎を求めたであらら 領殖民地に屬するものは直接、英國王の支配、從つて國王任命に係る總督 Governor の統治の下に立つた。其處で

之は他の自治領、私領殖民地に比して一段と强かつたと思われるのである。

論上は、之とさして相違は認められぬに違ひない。何者、其處には各々英國王より與へられた特許狀 charter なるもの 然し乍ら、其他の殖民地に於ても、 其英本國に對する基本的關係、英本國の法律に對する基礎的關係は、 尠くとも理

メリカ法學の出發點

があつて、之等諸關係を一應確定して居るからである。

られたのであるが、之等、特許狀は、殖民地の憲法、基礎法であつたのである。 任命せらるゝ處であつた。又私領殖民地、ペンシルヴァニア、デラウェア、 ネチカツト、 ロードアイランド、又一六九一年以後のマサチュセッツは特許狀を與へられ、 マリーランドは領主によつて總督が任命せ 其の總督は選任若くは

件の處置は、出來得る限り英本國のコンモンロウ並びに衡平法に準據すべき旨が記載された。 六○六年ヴァジニア殖民地開設に営つて、當時の王ジェームス一世より與へられた特許狀には起り得べき凡ゆる事

之は旣にエリザベス女王の Sir Walter Raleigh に與へた特許狀にも現われてゐる考へ方であつて、 當時の英本國の

殖民地に對する法律思想とも云ひ得るであらう。

變更のなさるべき事、普通法は此の制限、變更の下に適用せらるべきを認むるにあつた。 限り之に近く一 制定法、法律命令とも稱すべきものは常に英本國の法律、 合致せしめらるべく要求せられた、 其の謂ふ所は、 制定法、 殖民地生活の蕪雜さ、 統治の形式、若くは政策に― 單純さに對應して、若干の 便宜の許す

ちに、 て此の英本國への 特許狀にあつたらう事を考へる時、我々はやはり諸殖民地に於ける普通法への統一と云ふ現象に關する一つの原因とし 應参考に供せられ、 殖民地の爲し得る立法の性格、限界は其處に自づから存するものと見得らるゝ事となるであらう。 全面的に普通法を取つて以て已が法律として使用しなかつたにせよ、 又立法に當つて之に關聯した事情が一應取調べられたらう事、 絶督若くは特許狀に基くし 政治的關係を考慮する必要が存するのである。 何か事あるに際しては之に闘する知識が 並びにその事の理論 即ち殖民地 上の根 が此 人が 直

一、制度的原因 其の二。

殖民地統治の權は國王に發した。或ひは自ら總督を任命し、 或ひは特許狀を與へるの權限を有したるのみならず、之

が監督、統治の權をも有した。King in Council 即ち之である。 英國に送つて、之に抗議せしめた理由は、上訴權は殖民地統治の權威を弱め、 する所となつた。之は一六六○年以降特に**屢**々問題とせられたのであるが、マサチュセ 亦その留保せらる→處なりとせられたのであるが之は──特に殖民地裁判所判決の英國への上訴は── 民地は之に應じて一六八一年若干の修正を行つて居る。然し乍ら婚姻及日曜勵行法に關しては何等變更を加へ な 一六七七年英國樞密院はマサチュセッツの法律中、 同時に殖民地は英國の法律に當然には覊束せらるべきでない旨の主張を爲して居る事は注目すべき處である。 英國の法律に矛盾、 殖民地諸立法、若くは諸裁判所判決を廢棄するの權 抵觸するものあるを認めて之を指摘した。 裁判所の威信亦失はるべき事にあつた。 ッツが同年船長 John Leveritte 諸殖民地の反對 同殖

國議會にその代表者を送つて居らない。從つて之によつてその貿易、營業を妨げらるべきでないとするにあつた。 其の主張は、 英國の法律はその効力を國內に限定せらるべく、アメリカには到達すべきでない。 殖民地移住者達は

此の殖民地の法律を廢棄し得る權限は拓務委員會 Commitee for Plantation Affairs なる常任委員會の進言に基いて行 Plantations が組織せられ、 六九六年、 英本國に八名の委員 Lords of Trade より成る貿易、 爾後殖民地諸立法並びに司法裁判所判決は之によつて支配を受くる事となつたのであるが 拓務委員會 Board of Commissioners for Trade and

即ち、 殖民地關係事項を規定し得との理論、 はれた。然し乍ら之亦殖民地の常に抗議し、 英本國議會は殖民地に對し何等關與する權限を有しなかつたのであるが、特別に議會制定法を以て之を明定する時 此の英本國議會の權限は財政收入に關する法律に就て特に十八世紀中葉以降屢々用ひられたのである。 主張の下に、立法が爲さる」に至つた。但し之は一七六〇年以降の事に屬した。 回避し、 妨害せらる」處であつた。 之等が諸

れずとする其の理由付けと共に一般周知の事に屬する。

アメリカ法學の出發點

殖民地によつて公然と反對せられ、

遂に獨立革命を惹起する一原因となつた事は、代表者を送らざる限り之に拘束せら

三八

斯くの如く、 英本國、 當時の殖民地統治は未だ組織的でも、 効果的でもなかつた。 若干の統治に關する權限が混雜

統治は甚だ組織的ではなかつたのである。而して事實、殖民地によるその權限の否定、回避、 紛淆を示してゐた。 意見の分裂、消極的管轄争ひ、遲滯、重複の危險すら可能であつた。卽ち、事アメリカに關する限り英本國の殖民地 抗議、抗争が行われたの

しなければならないのである。 それは、旣述の樣な、アメリカ殖民地に對し旣に用ひられ始めた英本國の殖民地統治方式の萠芽が、 其等諸殖民地の

此處に一つ重要な事柄、アメリカ法其後の發展に重大な影響力を及ぼした事柄の存する事に留意

であつた。然し乍ら、

本國への上訴、本國による法律の修正 ―それはアメリカに闘する限り必ずしも成功したりとは稱し得ないにしても 法律の發展に對し甚だ統一性を與ふるに與つて力あつたといふ事實である。

之が英國の法律研究の刺戟となり、 の可能は、殖民地の法律に均衡を與へた。無意識的にでもあれ、共通の國民性意識を吹き込んだ。 諸殖民地に於ける法律家の發達、 進步の機運を促進したらう事、 之は甚だ重大な

殖民地裁判所にして其の判決の破棄せられざらんが爲めには英國の法律に無關心なるを得ない。 ロンドンにありとせば、その法律書の勉學を忽せにするわけには行かなかつたに相違ない。 法律、 裁判の最後的 事柄である相違な

後述する Blackstone, Commentaries の賣行の素晴らしかつた原因は此處にも亦 ほするものとせられねばならないの

である。

經濟的原因

然し乍ら、 何にも増して我々は經濟的原因を此處に擧げるべきであらう。蓋し次第に培し來つた實際上の必要が英普

通法の繼受を必然ならしめ、 丽 かも其の必然性たるや甚だ强きものが存したと考へられるが故である。

あつたのである。 草とは特に其後の經濟的發展に重大な影響を與へたのであるが、土地の豐富に拘らず勞働力の缺乏した事、 實例又稀なりとしない。漸くにして現地生産の穀類の利用法を土人から學び得た者が生活手段を見出した。 の原始性に由來して 殖民 地 初期の經濟は先づ因難な生活問題の克服から始まつた。生活苦は生優しいものではなく因難を凌ぎ得なかつた 殖民地初期に於ける農業も困難に滿ちて居た。 環境に對する移住民の適應性が先づ著るしい問題で 農具、 玉蜀黍と煙 農法

0 より適合した一種の手續が採られるといふ結果を招來した。 法律からの分離を必然たらしめた。 カには財産 社會生活はそれに對應して簡潔、 の均等的分配狀態、 生活様式の單純さ、又農業的慣習、 單純を極めた。 錯雑にして冗漫なイギリス裁判所の手續は拒絶せられ、 イギリろに於ける富有、 手段等の事情が存在した。之等の事柄がイギリ 有閑、 廣範圍に及ぶ商業にひきか より簡易、 迅速な裁判に へてアメ

は必ずしも適したるものに非ざるを感得し、 アメリカの裁判所は一方イギリス、 コンモ 一種の混惑の狀態に陷つて居たのである。 ンロウの高度に進歩せる體系たるは認め乍らも、 アメリ カの當時の狀態

技術に長けた法律專門家の歡迎せられざりし經濟的理由亦缓に存したのである。

然し乍ら此の狀態は一所に固着しては居なかつた。 即ち經濟的な發達が徐々に行はれたのである。

部諸殖民 地では煙草の栽培が容易な事、 年期雇傭人、 奴隷の勞働が之を助けて、煙草殖民地なる名稱を生ずる程になる。 ヨーロッツ パ市場の存在が次第に明 かになつた事に勢ひを得て、 爾後之が

業の中心物産となつた。 惠まれて之もやがて 穀類殖民地なる 名稱を與へられるに至

中 部 諸殖民地は豐饒なる處女地を擁し且つ溫和な氣候に

る。

年と共に隆盛に赴いた。 なつた。漁業亦異常に成功を收めた。 關係、多量の挽材、優良な船舶材を有した事、之に當時の英本國の航海條令が幸ひしたりして、造船業が次第に盛んと 獨りニューイングランド地方は、不毛と嚴寒に苛まれ其の農業も小規模且つ自給自足の耕作を續ける。 特にアフリカの奴隷、 西印度諸島の糖蜜、其他毛皮、漁獲物等を以てする貿易が たゞ其地理的

階級が次第に社會の指導的地位を占むるに至つて來た。 **産物、諸産業を綜合すると之は正しく大商業國の相を呈して來て居る。商業が之等を組織化し、體系化する。** 十七世紀末から 十八世紀初頭にかけて、諸殖民地の 經濟狀態は旣に 驚異的な發展を 遂げて居た。各諸殖民地間 富有商人 の特

農業社會が商工業社會へと轉化し來るのである。

十年を經て二五、〇〇〇人、一七〇〇年の見積り入口は二五〇、〇〇〇人、十八世紀の中葉前には一躍一、〇〇〇、〇〇〇 人强を算するに至る。 人口亦夥しく增加した。一六○○年には未だ一人の移住者も見なかつたが、一六二○年の終には二、五○○人、更に二

らなくなる。 て信條とした單純、 之に對應して法律部面にも當然變化が行はれた。誠實に生き、何人をも傷はず、又各人をして其分を盡さしむるを以 原始の生活は、次第に複雑、多岐にして然も尚ほ其間に統一性ある法律體系を以て律せられねばな

相次いで起つた。 えられたものであるといはれた。從つて土地に關する諸解決と、安全性が何より必要となつて來た。遺言に關する問題 商工業の隆盛は、 ―――一七六八年フィラデルフィアでは、當地で五十年以内に築がれた大資産はすべて土地に關係して 事業上の諸契約、 **諸證券に關する問題を生ぜしむる事夥しい。地價に大暴騰を來し、投** 資機機が

も次第に複雑性を加ふる處となつた。

商業關係、 其文物に好意の眼を向ける。之は從來の農業社會、並びに之を指導する教職者達の見解と自ら異るものがあつた。 信用關係の複雑、 集積の結果、次第に社會に於ける指導層の地位を占めるに至つた商人階級は、

四、政治的原因。

其處に英普通法繼受の經濟的根據が存したのである。

に至つて殖民地は英本國に對し眞正面から衝突せざるを得なかつた。之等の場合、或ひは英本國に對し、或ひは又殖民 の課税問題 あるが、之は殖民地の經濟的發達に伴つて次第に障碍、負擔として感ぜられて來る。特に十八世紀後半以降生じた種々 を端緒として相次いで發布せられた航海條令、 (一) 英本國の殖民地に對する政策は所謂、 ---例之、一七六四年の砂糖條令、一七六五年の印紙條令、又一七六七年の Townshend 條令等 高率の關税によつて英本國への特定食料品輸入を禁止する關稅法等之で **重商主義に貫かれて、種々の制限、負擔を殖民地に課した。一六五一年**

得られた人民權利擁護、保障に關し、又は其抗爭理論に關する獲得、收穫は實に大いなるものが存した。 英國十七世紀、ステュアート王朝時代は、國王と國會との血腥い闘争の明け暮れであつた。同時に、其の結果として

地總督に對し殖民地人達が主張し、反抗する理論は何處に求められたのであるか。

公法に關する限り、英法は十七世紀中に著るしい發展を遂げて來たのである。 十七、八世紀英普通法、特に其の私法領域に於ける未分化、未發達については前、既に之を説いたのであつたが、事、

單なる十七世紀所産重要制定法の列撃、例示だけでも次の様な多方面、多彩を示すのである。

The Statute of Monopolies: 21 Jac. I (1623) c. 3

The Petition of Right. 3 Car. 1. (1627) c. 1

アメリカ法學の出簽點

Star Chamber and Habeas Corpus Acts. 16 car. 1 (1640) e. 10. and 31 Car. II (1679) c.

N

Act for abolishing Arrest on Mesne Process. 13 Car. II. st. Н (1661) c. 2.

Bill of Rights. I W. & M. st. II (1689) c. 10

Treason Act. 7 & 8

W. III (1695) c. 3

TheAct of Settlement, 12 EP 13 W. III (1700)

アメリカ殖民地移住者達が、 自己の權利を主張するに営つて、之等抗争によろ人民權利擁護の先例に做つたのは當然

ç

の成行であつた。

れたのであつた。之等を貫き流れるマグナ・カルタは特に其の援用せらるゝ處であつたのである。 の權利を生れ乍らの權利とし、 殖民地人の英本國著くは殖民地總督に對する主張、抗争の理論的根據は之を英普通法に求められた。 以て自己の利益を主張し、抗争が續けられた。 革命の理論的根據も實に普通法に求めら 普通法上

る Habeas Corpus の如きに關してゞあつた。之に關する役等の關心度は甚だ高く、 殖民地移住者達が普通法に關心を示した場合、それは財産、 契約に關してゞはなく、寧ろ人民の權利を擁護す 自由の擁護、 權利の主張の根據と

してのマグナ・カルタが直ちに普通法なりと考へられた程であつた。

考慮すべき場合には、 單に淸敎徒諸殖民地に於てのみならず、南部殖民地、例之、ヴァジニアに於てすら然かせられたのであつた 其の私法的領域に關しては無關心、無智にすら近い。例之、殖民地立法と普通法の矛盾撞着を指摘せられ、 マグナ・カルタを以て普通法全般を推し、之との比較を以て事足れりとする傾きがあつた。 之を比較

マグナ・カルタに闘するCokeの古典的解釋を含むが故に遠ひない。 Coke, Institutes of the Laws of England がアメリカに於て多く讀まれた 所以の一は 其第二部 Second Instituto が

7 メリカの獨立革命(一七七六年)十年前頃迄に、旣に各殖民地間に統一的意識がその經濟上からも、 政治 上からも

勃然として起つて來て居つた。英普通法を繼受する事は此の統一的意識の發達にも推進されたであらら。又同時に、 する攝取に近寄り易き手懸りを得たが故である。 各殖民地に統一的規準、 第に共通の法を繼受する事となつたと云ふ事情が、各殖民地間に、 理想を與へたるものとして英普通法を考へる事が出來るのであるが、之は今述べた公法面より 逆に、統一意識を强める事に役立つたでもあらう。 次

Continental Congress (1774)— 七七四年、 費府に「大陸會議」が開かれ各殖民地代表参集し、 が行われたのであるが某の第五條、六條は次の如くであつた。 所謂、 權利の宣言— —Declaration of Rights of the

により審理せらるべき重大且つ無上に貴き特權に就きては特に然ろものとす。 六、各殖民地人は 其殖民地開設當初に存せし 英國制定法上の 利益 (the benefit of such of the English statutes as Ę 各殖民地人は英普通法に權利ある事、(entitled to the common law of England) 其の法律手續に從ひ近隣同僚

existed at the time of their colonizaton) を各々其地方並びに環境に適應せしめて、享有するの雇利あるものとす。

な意義あるものと云ふべきである。 態度の一 此處に至つて普通法に對する各殖民地の一致した態度は明瞭に宣言せられた。 應の決算として重大であるのみならず、爾後のアメリカ諸州による普通法に對する態度、 之は從來の諸殖民地の普通法に對する 方針に關しても重大

一、當時の法律家、法律學習並びにその變遷

ア メリ カ諸殖民地に於ては初め、 法律家は不要若くは不評であつた。法律學習の機會、 入手し得べき法律書亦乏しが

つた。

あつて、 あつた。而してその結實の時期も、十八世紀相當年代を經てからである點に於て其の一致を示すのである。 と共に、 之等は他の認容的諸要素に影響せられ若くは之に影響を與へつし、普通法繼受へと進展せる可動的要素なので 然し乍ら、時代の進むにつれて變化して來る。上來述べ來つた種々の普通法を認容すべき諸事情の累積、 法律家の必要性も次第に増し、其社會的地位も向上して來る。法律學習亦次第に其の機會に惠まれて來るので 增加

設後各々約半世紀の年月を閱して居るのであるが、裁判に携はる者又多く法律に通曉せざる素人之に當り、僅かに時 つて、其裁判所長に 法律家が任ぜらる ^ 例が存した。此の場合、其法律家は 英本國よりの訟廷辯護士が 之に當つた。 斯く、裁判所自身法律知識に暗い事が、やがて法律專門家の存在若くは活動を妨げる事情となつたらう事、 諸殖民地の司法裁判は始めは立法議會により行はれた。その獨立した裁判所を有するに至る迄には、 之は此處 殖民地開

殖民地移住者にして英本國へ法律學習の爲め海を越えた者も次第に多きを加へて來た。

に見逃がし得ない事實である。

的關心が昻められた事を示すものである。 〇年以降獨立革命、終結に至る迄の數は百十五名を數へらるゝのは斯く、十八世紀後半に至つて英普通法に對する一般 Inns of court に法律習得を目ざした者の敷は、一七六〇年以前に 廿五乃至五十名を以て算せらるゝに反し、 一七六

北部諸殖民地より一般的に英普通法に對する關心が高い事實を示すであらら。 ania 十一、New York 五、其他の殖民地からは各一乃至 二名となつて居るのであるが、之は南部諸殖民地に於ては、 十八世紀後半、百十五名の各殖民地別內譯は、South Carolina 四十七、Virginia 二十一、Maryland 十六、Pennsylv-

此處に普通法を學び、 マグナ・カルタの精神を習得したる者が、後に、或ひは總督に對し、或ひは又英本國に對する

Convention)に列席したる者亦數名を算したのである。 にとつても内四名が獨立後、州最高法院長(Chicf Justices of the State)となつた。憲法會議(the Constitutional 主張、抗爭の際に、 殖民地を代表してその利益を主張し、又人民の權利を擁護したのであつた。Pennsylvania のみを例

め得るに至つたのはやはり、この十八世紀後半に至つてからなのであつた。 以前には低い地位にあつた法律家が次第に重要視せられ、 教職者若くは醫者と肩を並べ各地方地方に指導的地位を占

であらら。 十八世紀後半に至つて法律家の地位を高めた一つの原因として、アメリカに於ける諸大學の勃興を擧げ得るの

1754. College of New Jersey 1746. Brown at Providence 1764. 等であつた。(法律專門學校の創設は之より遙かに遲 Harvard Law School の創設は一八一七年であつて、之等は本稿、殖民地初期に於ける普通法繼受の問題には關係がな れて居る。アメリカに於ける最初の法律専門學校はコネチカットの Litchfield に創られた。之は一七八四年の事に屬する 當時に於ける大學と其の創立年代は、Harvard 1638. William and Merry 1692. Yale College. 1700. King's College

位を高め、又十八世紀後半に活躍を續け、指導的役割を演じたのである。 之等卒業者にして法律實務に携る者又次第に多きを加へ、英本國 Inns of Court に慰習せる者共々、 法律家 一般の地

律學習得の一のバロメーターたり得るが故である。 當時のアメリカ諸殖民地に於ける法律書に就いて述べる必要があらう。蓋し、其種類に 卷數、 普及の程度は法

當時の英本國に於ける法律書中如何なる程度がアメリカ殖民地に渡り、又之が如何なる程度一般に流布、

せられたのであららか。 アメリカ法學の出簽點 四五

集百卷中、前者に就いては十乃至十五卷が、 rles .Warren の之に闘する記述を見出し得るのであるが、之によると、十八世紀初頭、 般に行はれたりとせられてゐる。 之は本稿の關する限り甚だ重要な問題なのであるが、不幸、 又其後者、判例集に就いては三十卷を出でざる數がアメリカ殖民地に渡り、 我々は多くの參考文献、資料に接し得ない。 英國に於ける法律書七十、

約半數、その一般に流布、使用せらる」に至つたものは僅かに五分の一、三十卷を出でざるべしとせられるのである。 一、三十卷を出でざるべしとの推定は寧ろ、其の緩慢、沈滯の事實を示すとさへ云ひ得るであらら。 之はさして、渡來、流布の盛んであつた事を示す數とは稱し難い。 叉 獨立革命前後に於ける英國判例集の數は百五十卷を數へらる」のであるが、 特に獨立革命前後に至つて尚ほ、 此の中アメリカ に渡來せるものは其 其の數、 五分の

之等の事情は、一方、アメリカ諸殖民地に於いて普通法が不人気であつた事を物語ると共に、 同殖民地に於ける繼受の障碍ともなつたらう事を物語るであらう。特に、普通法の如き專門的、技術度の高い法律 他方、 之等の事情が逆

ひである。 體系の繼受には、 法律家の發達、 法律學の一般的普及が必要であるとせられるに於ては、 一層然りと云はざるを得ない

その刊行は第一卷、一七六五年に始まつて、第四卷、一七六九年に完了した。之は尠くとも其一千部がアメリカ諸殖民 (ロ) William Blackstone (1723—1780) のCommentaries on the Laws of England は斯う云つた時代に現われた。

地に輸入せられた。

續いて一七七一―一七七二年に費府に於てアメリカ版が刊行せられたのであるが、一千四百部に及ぶ豫約、 頌布があ

つた。 斯くその賣行きが素晴らしかつた理由として第一に、前旣述の如き十八世紀後半に於ける普通法に對する一般的關 1

の深化を擧げ得るのであるが、同時に、それが、十六、七世紀に於ける中世法から、近代法への變轉期を經、十八世紀 れは從來の英法書に缺け勝ちであつた統一性、科學性を導入した點で劃期的著作であるが故である。 に至つて漸くその成熟を示さんとするに至つた當時の英法を系統的に取扱つて居る點をも擧げるべきであらう。蓋しそ

しかしながら、 此處に一つの問題が殘るであらら。それは、當時の英法は Jeremy Bentham (一七四八—一八三二)

によれば

る。 獸に滿ち充ちた荒漠たる荒野であつた當時の英法が Blackstone にとつては物みな 凡そ眼を喜とばせ、心を樂しましむ る樂園に思はれた處に 義の具現を遅延せしめ 擬制、 餘りに系統的規則と科學的配列に富むとせられてしまる事即ち之である。即ち Bentham にとつて凡ゆる魔鳥、 同義語反復、技術的專門語に災ひされた、底知れぬ义限りなき混沌、矛盾撞着、更にその行わるゝや極度に正 Blackstone の樂天主義 (Blackstonian Optimism) として批判せられる薬地が伏在するのであ 否定し去る底の巧緻に細工せられたる欺瞞の體系たる實狀にあつたに拘らず Blackstone の見る

來旣存の著作、 然し乍ら、我々としては、當時の英法のその如き狀態に拘らず、旣に堆積、重疊を重ねて居た制定法、判決例を、 典藉の不充分、不滿足を乘り超えて、系統付け、 體制を 整へた處に、Blackstone の偉大な功績を認め 從

な時代的意義を見得るのである。 特に、 系統と體制の社會的必要性が次第に增して來て居つた當時にあつて、之を爲し遂げた處に Blackstone の大き ざるを得ないのである。

要が感ぜられ始めて居つた時に於て成し遂げた Blackstone の之に對する寄與は、之は正しく 普通法の統一化、 時宛かも、 政治的にも、 經濟的にも諸殖民地間に統一的意識が昂揚せられて來て居つた。 法律制度に於ても亦其の必 標準化

四七

への互歩と稱せらるべきであらら。

殖民地は斯く普通法への方向を一途に辿つた。それは獨立革命前十年頃迄に一應、 促進、 **遂行せられた。** 普通法が之に理念を與へ、規準を提供したのであつた。 法律制度に闘する統一意識によ

所の、 斯ら云つたアメリ 歴史性は實に殖民地時代に其根底を有するのであるが、之がアメリカ法を論ずるに當つて必ず問題とせられるであらら 範圍を方向付けた。 て其の軍事的役務なる封建的殘滓を振ひ落してゐる。訴訟手續の簡易化、改善、之は最初から手懸けられた(註一)。 著るしく短縮せられ、債務者拘禁制度 (imprisonment for delt) は詐欺行為なき限り行はれない。 ふ樣な殖民地は一つもない、英法に於ける著るしい不合理には直ちに改善のメスが加へられて居る。 .民族の眞紅の血族の繋がりにもかまけて、其處に英普通法が 共通に 採用せられたらう事は 一癋考へられる 處である 各殖民地の建設者がイギリス人であり、移住者亦多くイギリス人であつて見れば、之は其各々を結ぶアングロ 我々は今、 更に、諸殖民地各自が民事法、刑事法、訴訟法等を決定するといふ行き方が將來に於けるアメリカ各州立法權の內容、 諸殖民地に於けるそれぞれの性裕がもう現われて居る。而してアメリカ法學の將來を旣に暗示して居るのである。 之は前數項に渡つて見て來た樣に、然かく簡單には行かなかつた、 同法に於ける複雜性、 アメリカの殖民地時代の法律を回顧して來たのであるが、之には自ら目的の存するものがあつた。 カ法學の特種性、 各州の立法に闘する権限を各自に留保し、合衆國に對立すると云ふ、 錯雜性、 歴史性を理解する爲めにも我々は、 更に判例集の卷數累積(voluminousness)の端緒を與へて居るのである。(註二) 事實、普通法をそつくりそのまゝ繼受したとい 殖民地時代のアメリカを回顧する必要が存した 所謂、地方分散主義の特種性 土地制度は忽ちにし 時効期間はすぐに ŋ

メリカに於ける殖民地時代は單に歷史的、 時代的意義に於ける出發點であるのみでなく、實にアメリカ法學の性格、

方向をも決定して居る鮎に於ても其の出發點をなして居る。

同法學に於ける幼芽は殖民地時代の法律に見出され得るといふ事を我々は今一変振り返つて考へて見る必要があるの

であつた。

アメリカ法の絢爛且つ個性强き複雑性、錯雑性は斯くて旣にその出發を始めたのである。 增加累積 (the large accumulation and repid multiplication of the law reports) 或ひは又判例集の驚くべき推贛 (multiplication of the reports are merrellous) 判例集の山なす大量 (mountainous mass of law reports) 等々の言葉がアメリカに於 が、この雨者間相互の關係、經緯を通じてアメリカ法の本質を究明する所にもアメリカ法學の一つの使命は存するのである。 Dillon (The Laws and Jurisprudence. p. 381) は此の事實について、アメリカはその債務を返却して 餘りありとするのである lines in England and America) に沿つて起るであらう。而してアメリカがイギリスに影響を與へた點も尠しとしないであらう。 ける此の特異の現象を表わす爲め使用せられて居るのであるが、之を如何に簡潔化し、系統化するかの問題もアメリカ法學に於ける (註一) 直ぐに本稿記述の時代に 續いて 立法的改革運動がイギリスに於けるとアメリカに於けるとの並行的 二重の流れ (Paralle | 列例集の巨大な数量 (colossal bulk of our law)浩翰多量の判決例(maltindinous decisions)判例集の甚大、急速な

参考文件

つの大きな課題を爲して居るのである。

英普通法のアメリカへの繼受に關しては次の如き論文、著書がある。

Roscoe Pound. "Common Law" in the Encyclopaedia of the Social Sciences. vol. 4.

Reinsch, Paul Samuel. Engliish Common Law in the early American colonies. (Bulletin of the university of

Wisconsin Historical series, II, No. 4)

Warren, Charles. A History of the American Bet. Cambridge 191z

アメリカ法學の出發點

四九

アメリカ法學の出發點 五〇

Sioussat. Extension of English Statute to the Plantations.

次の諸著書も参照に價する。

Andrews. Colonial Beriod. 1912. pp. 182-5.

Pound, Roscoe. Readings on the History and System of Common Law. (2nd ed) 1913, pp. 262-304.

Yale Essays. Two Centuries Growh of American Law, 1701-1901, ed. 1901.

尙原特殊な論文、マグナカルタのアメリカへの影響に關し次の論文がある。 Stevens. Sources of the Constitution of the United States. 1894. chaps. i, ii, iii.

Hazeltine, Harold Dexter. The Influence of Magna Carta on American Constitutional Development. (Magna

Carta Commemoration Essays, pp. 180-226)